

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公開番号】特開2008-133565(P2008-133565A)

【公開日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2006-320962(P2006-320962)

【国際特許分類】

D 0 2 G	1/02	(2006.01)
D 0 1 F	8/14	(2006.01)
A 6 1 L	15/00	(2006.01)
A 4 1 D	31/00	(2006.01)
A 6 1 G	7/05	(2006.01)

【F I】

D 0 2 G	1/02	Z
D 0 1 F	8/14	Z B P B
A 6 1 L	15/00	
A 4 1 D	31/00	B
A 4 1 D	31/00	5 0 1 E
A 4 1 D	31/00	5 0 3 G
A 6 1 G	7/04	

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月13日(2009.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鞘成分がポリトリメチレンテレフタレートからなり芯成分がポリトリメチレンテレフタレート以外のポリエステルからなる芯鞘複合纖維で構成され、かつ芯成分の重量分率が20～40重量%であり、単纖維の横断面における異形度が1.5以下であり、単纖維の横断面内における芯成分の重心と単纖維の重心との距離を、単纖維の直径で除することで算出される重心解離度が0.1以下である捲縮糸。

【請求項2】

芯成分がポリエチレンテレフタレートである請求項1に記載の捲縮糸。

【請求項3】

芯成分がポリ乳酸である請求項1に記載の捲縮糸。

【請求項4】

捲縮糸が仮撫加工糸である請求項1～3のいずれかに記載の捲縮糸。

【請求項5】

単纖維の纖度が0.1～1.8d texである請求項1～4のいずれかに記載の捲縮糸。

【請求項6】

請求項1～5のいずれかに記載の捲縮糸を含んでなる纖維構造体。

【請求項7】

請求項6に記載の纖維構造体を含んでなる貼付剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

単纖維の直径に対して、芯成分の重心と単纖維の重心との距離が大きくなると、単纖維横断面内における弾性回復性の偏りが大きくなり、スパイラル捲縮が生じる。このため単纖維の横断面内における、芯成分の重心と単纖維の重心との距離を、単纖維の直径で除することで算出される重心解離度が、0.1以下である。0.08以下であることが好ましく、0.06以下であることがさらに好ましく、0.04以下であることが特に好ましい。0%が理想であり、最良である。本発明の重心解離度は捲縮糸の単纖維における重心解離度を指し、実施例にて記載の方法で求めることができる。